

**施工管理基準**  
**(令和 6 年度版)**

## 令和6年度 施工管理基準の改定概要

### 1 改定の趣旨

千葉県施工管理基準は、国土交通省の施工管理基準を準用しており、今回の改定内容は令和6年4月の国土交通省の改定に基づくものである。

### 2 改定概要

#### 出来形管理基準

【3-2-4-4】

【3-2-4-5】

基礎工（既製杭工等）の傾斜における測定基準を明確化

#### 品質管理基準

【1 セメント・コンクリート】

【4 プレキャストコンクリート製品（その他）】

【15 転圧コンクリート】

【22 吹付工】

【23 現場吹付法砕工】

【29 コンクリートダム】

【30 覆工コンクリート（NATM）】

【31 吹付コンクリート（NATM）】

JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）改正による整合

#### 写真管理基準

特になし

令和6年10月1日

千葉県県土整備部技術管理課